

令和3年度 使用料・手数料の設定・改定について

1 総括表

区分	使 用 料	手 数 料
設 定	筒瀬運動広場使用料 57万4千円	都市計画関係手数料 - 千円
改 定	西風館葬儀場使用料 - 千円	衛生関係手数料 △725万2千円
	漁船巻揚施設使用料 1万1千円	都市計画関係手数料 - 千円
	道路占用料 1億1,200万3千円	工業技術センター手数料 2万1千円
	自転車等駐車場使用料 - 千円	
	公園使用料 597万9千円	
計	6 件 1億1,856万7千円	4 件 △723万1千円

※ 表中の金額は、使用料・手数料設定等に伴う増収又は減収見込額（通年ベース）である。
 なお、筒瀬運動広場使用料、道路占用料、公園使用料については、4年度以降の増収見込である。

2 使用料

(1) 設定

◆ 筒瀬運動広場使用料

① 主な内容

筒瀬運動広場の新設に伴うもの。

区 分	金 額
筒瀬運動広場使用料	全体を専用する場合 1 時間当たり大人 920円

② 使用料の額の考え方

類似施設と同額に設定する。

③ 実施時期 4 年 4 月 1 日

④ 増収見込額 5 7 万 4 千円 (通年ベース)

(2) 改定

◆ 西風館葬儀場使用料

① 主な内容

利用者ニーズに応じた弾力的な使用が可能となるよう諸室ごとに時間当たり使用料を定めるもの。

【現行】

区 分			金 額
大式場及び 遺族控室	午後 3 時から 午後 9 時まで (通夜での利用)	市民	42,700円
		その他	69,000円
	午前 9 時から 午後 3 時まで (告別式での利用)	市民	34,500円
		その他	55,000円

【改定】

- ・ 諸室の利用については、通夜は午後 3 時から午後 9 時までの利用を、告別式は午前 9 時から午後 3 時までの利用を原則とし、通夜については、それより前からの利用ができることとする。
- ・ 前項の利用に係る時間当たりの使用料は、次のとおりとする。

区 分		金 額
大式場	市民	1 時間につき 5,000円
	その他	1 時間につき 8,000円
遺族控室	市民	1 時間につき 700円
	その他	1 時間につき 1,200円

② 使用料の額の考え方

これまで定められていた使用料を時間当たりに割り戻したものに改定する。

③ 実施時期 3 年 4 月 1 日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

◆ 漁船巻揚施設使用料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定
漁船（3トン未満）	1日につき 1,770円	1,940円

② 使用料の額の考え方

近隣市町の使用料との均衡を考慮し改定する。

③ 実施時期 3年4月1日

④ 増収見込額 1万1千円
(通年ベース)

◆ 道路占用料

① 主な内容

占用物件	現 行	改 定	軽減措置
第2種電柱 (1級地)	1本1年につき 2,100円	2,200円	令和3年度は現行の額に 据置き
標識 (1級地)	1本1年につき 1,900円	2,100円	

② 使用料の額の考え方

市域内の級地区分ごとの道路価格及び使用料率（地価に対する賃料の割合）を考慮し改定する。ただし、現下の厳しい社会経済情勢等に鑑み、3年度については、2年度の道路占用料と同額に据え置く等所要の負担軽減措置を講じる。

③ 実施時期 3年4月1日

④ 増収見込額 1億1,200万3千円
(通年ベース（4年度以降）)

◆ 自転車等駐車場使用料

① 主な内容

指定管理者が創意工夫を行うための原資を確保することで、利用者へのサービス向上等につなげるため、利用料金制を導入し、利用料金の上限額を定めるもの。

区 分	現 行	利用料金の上限額
登録利用（自転車）	1 か月につき 1,000円	1 か月につき 2,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額
一時利用（自転車）	1 日 1 回につき 100円	1 日 1 回につき 150円の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額

② 使用料の額の考え方

施設の維持管理費用や民間駐輪場の料金等との均衡を考慮した利用料金の上限額を設定する。

③ 実施時期 4 年 4 月 1 日（次期指定期間の始期に合わせて利用料金制を導入）

④ 増収見込額 ー 千円
（通年ベース）

◆ 公園使用料

① 主な内容

区 分	現 行	改 定	軽減措置
電柱その他これに類するもの	1 本 1 年につき 1,400円	1,500円	令和 3 年度は現行の額に据置き

② 使用料の額の考え方

道路占用料の改定に準じて改定する。ただし、3 年度については、道路占用料と同様の軽減措置を講じる。

③ 実施時期 3 年 4 月 1 日

④ 増収見込額 5 9 7 万 9 千円
（通年ベース（4 年度以降））

3 手数料

(1) 設定

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法が新たに認められたことに鑑み、当該方法により評価された省エネ性能が省エネ消費性能基準等に適合するかどうかの審査を受ける場合における手数料の額を定めるもの。

区 分	金 額
建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 非住宅床面積300㎡～1,000㎡未満で工場部分以外の場合	1 件につき 302,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に設定する。

③ 実施時期 3 年 4 月 1 日

④ 増収見込額 ー 千円 (通年ベース)

(2) 改定

◆ 衛生関係手数料

① 主な内容

食品衛生法等の改正に伴うもの。

区 分	現 行	改 定
飲食店営業許可申請手数料	1件につき 16,000円	17,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に改定する。

③ 実施時期 3年6月1日

④ 減収見込額 △725万2千円 (通年ベース)

◆ 都市計画関係手数料

① 主な内容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴うもの。

区 分	現 行	改 定
建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 1棟の建築物の非住宅部分	床面積300㎡～2,000㎡未満で工場部分以外の場合 1件につき 399,000円	床面積300㎡～1,000㎡未満で工場部分以外の場合 1件につき 302,000円
		床面積1,000㎡～2,000㎡未満で工場部分以外の場合 1件につき 390,000円

② 手数料の額の考え方

県と同額に改定する。

③ 実施時期 3年4月1日

④ 増収見込額 — 千円 (通年ベース)

◆ 工業技術センター手数料

① 内容

区 分	現 行	改 定
電子計算機による解析	1 件につき 4,820円	1 件 1 時間につき 5,010円

② 手数料の額の考え方

原価回収額を考慮し改定する。

③ 実施時期 3 年 4 月 1 日

④ 増収見込額 2 万 1 千円
(通年ベース)